

ソーシャルイノベーター育成・支援事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

ソーシャルイノベーター育成・支援業務

2 事業の目的

震災を経て、女性の起業意欲の向上や社会起業の動きが活発化した本市は、「女性活躍・社会起業のための改革拠点」として国家戦略特区に位置付けられている。

ソーシャルイノベーター育成・支援事業では、この本市の強みを生かし、社会起業家、支援者及び関係団体等の協力やそのネットワークを活用した人材の発掘・育成支援を図るとともに、仙台・東北の社会起業家によるソーシャル・イノベーションの取り組みを広く発信することにより、社会起業家の更なる集積や協業の創出につなげる。

With コロナの時代の変化により様々な社会的課題が深刻化・多様化・表面化する状況の中、社会的課題の解決を、ビジネスを通じて実現しようとする社会起業家の役割は益々重要になると考えられることから、本事業を通じて、本市を含む東北各地のソーシャル・イノベーションに資する社会起業人材を輩出するとともに、本市を中心とした社会起業家を連続的に輩出するエコシステム（生態系）の構築を目指す。また、小中高生、大学生に対し、起業に関する知識・ノウハウを提供する次世代起業家教育をより積極的に行うことで、幼少期からの起業家精神を育み、エコシステム構築に向けた動きを更に促す。

3 業務の内容

(1) 社会起業に関する啓発、意識喚起による潜在起業家層の発掘・拡大

仙台・東北の方々への社会起業に関する啓発、意識喚起による潜在的起業家の発掘・拡大及び東北の社会起業家と潜在起業家層とのネットワークを形成するためのイベントを複数回実施すること。

(2) 次世代起業家の発掘、育成

小中高生、大学生等の次世代起業家の発掘、育成を目的としたワークショップを複数回実施すること。

(3) 潜在的起業家、社会起業家に向けた起業に関する知識・ノウハウの提供

潜在的起業家を実際に起業させることや、社会起業家の事業を安定的に継続、拡大させることを目的とした知識・ノウハウを提供するワークショップを複数回実施すること。

(4) 社会起業家輩出を目的とした個別集中支援の実施

解決したい社会課題を持っている者に対し、メンタリングを含めた個別集中支援

プログラムを実施すること。プログラム受講者を発掘及び選抜し、選抜者に対して4～6ヶ月程度の間、事業の確立、継続するための支援を行い、仙台東北の社会課題を解決する社会起業家を輩出すること。

(5) 個別集中支援プログラム最終プレゼンテーション

個別集中支援プログラム受講者が実施する事業プロモーションや、支援者を確保することを目的とした最終プレゼンテーションイベントを開催する（企画、登壇者の確保、広報・集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を含む）。

なお、実施にあたっては、起業家応援イベント「SENDAI for Startups! 2022 (仮)」のメインコンテンツと位置付け、委託者が別途実施する「東北グロースアクセラレーター」及び「DA-TE APPs!」の最終発表会等と連携し、イベントを開催すること。

ア 実施時期：令和4年2月

イ 実施内容：起業支援に関わる著名人によるパネルディスカッション、社会起業家個別集中支援プログラム受講生によるプレゼンテーション等

(6) フォローアップ、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携

平成29年度から平成30年度の「東北ソーシャル・イノベーション・ネットワークハブ構築事業」及び令和元年度から令和2年度の「ソーシャルイノベーター育成・支援事業」にて実施した個別集中支援プログラムの受講生に対して、それぞれのニーズに応じて適切な支援（集合研修及びメンタリング等）を提供すること。

なお、フォローアップの実施にあたっては、前年度のソーシャルイノベーター育成・支援事業の受託者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップができるよう努めること。

また、(4)の個別集中支援プログラムに選抜されなかった者に対して、その他の支援プログラムへつなげるなど、本業務履行期間中は可能な支援を実施すること。

より効果的な実施のため、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携協力を行うこと。

(7) 情報発信・広報

東北の社会起業家のエコシステムの構築に向け、メディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、潜在起業家層の発掘・拡大及び東北の社会起業家の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること（再委託も可とする）。

(8) 実施拠点

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。

なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市内の拠点に加え首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(9) アンケート等の実施

本業務にて実施するイベント、ワークショップの参加者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、ワークショップ等の改善に活かす

ように取り組むこと。

(10) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(9)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、社会起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ）。

(11) その他

ア 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、密閉、密集、密接を避けるための工夫を行うとともに、イベント等の実施にあたっては、状況に応じてインターネットを活用したオンラインでの実施とするなど、可能な限り感染拡大防止に努めること。

※参照：厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。

ウ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

エ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4 委託料

委託料の上限額 22,322,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。